

入 札 説 明 書

調達内容等件名 広島市水道局己斐高地区ポンプ所で使用する電気

公 告 日 令和３年１２月１６日
(広島市報調達号外６４４号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成７年政令第３７２号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格申請書の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- 別紙1 令和2年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙2 令和3年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙3 使用予定電力量及び実績
- 別紙4 日別・時間別使用電力量の実績

- 別添 一般競争入札参加資格確認申請書
- 入札参加資格の確認に係る納税証明書について
- 入札書（指定様式）
- 入札附属書
- 委任状
- 仕様書等に関する質問書（指定様式）
- 入札書等の提出について

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局己斐高地区ポンプ所で使用する電気

予定使用電力量 7,869,567 kWh (3年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

(5) 履行場所

広島市水道局己斐高地区ポンプ所

広島市西区己斐東一丁目9番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和4年1月13日（木）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ
(<http://www.watercity.hiroshima.jp/>) のトップページ右側の「契約情報」→「発注見通し・
入札公告・入札結果」→「発注見通し・入札公告」の「令和4年度案件」(以下、同じ。)から
ダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付
する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和4年1月20日(木)までの市の休日を除く午前8時30分から
午後5時まで。

イ 交付場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

ウ 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便に限る。)又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵
便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、
一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いた
ときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次
により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和4年2月2日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。
なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。
ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和4年1月13日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和4年2月2日（水）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和4年2月2日（水）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額（参考 3年間の予定総額）及び入札金額を3年間の予定使用電力量で割った額

(オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(キ) 割引料金（月額）

(ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額（参考 3年間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった3年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。

ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 3年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 3年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（予定総額）

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- 2 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 3 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和4年2月3日開札（広島市水道局己斐高地区

ポンプ所で使用する電気)の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2(契約担当部局)に入札書の提出期限(前記9(2))までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。

(別添「入札書等の提出について」参照)

イ 入札書及び入札附属書を郵便(配達証明付書留郵便に限る。)により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「メ」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号(名称)を記載し、「令和4年2月3日開札(広島市水道局己斐高地区ポンプ所で使用する電気)の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和4年2月3日開札(広島市水道局己斐高地区ポンプ所で使用する電気)の入札書在中」と朱書し、親展により前記2(契約担当部局)あて入札書の提出期限(前記9(2))までに必着させなければならない。(別添「入札書等の提出について」参照)

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札(開札)日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札(無効となった入札を除く。)の最低価格以上の価格でした入札

オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札(ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。)

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号)第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があつた場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった3年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和4年2月3日開札 午前10時30分

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の契約担当部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。
- ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。
- オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引により落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。
- ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

- ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書（案）

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局己斐高地区ポンプ所で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局己斐高地区ポンプ所で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第 2 条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単 価	〇, 〇〇〇. 〇〇円／kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円／kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、令和 4 年 2 月 〇〇日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第 4 条 履行期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

（契約保証金）

第 5 条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第 7 条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第 8 条 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が 5 0 0 kW 以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が 5 0 0 kW を超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第 9 条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第 1 0 条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に 1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 基本料金は、契約電力に第 2 条第 1 項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、

仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金（各年度の支払予定額のうち最も高い額）の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市

発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度以降の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものと

する。

(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 友広 整二

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

職名 氏名

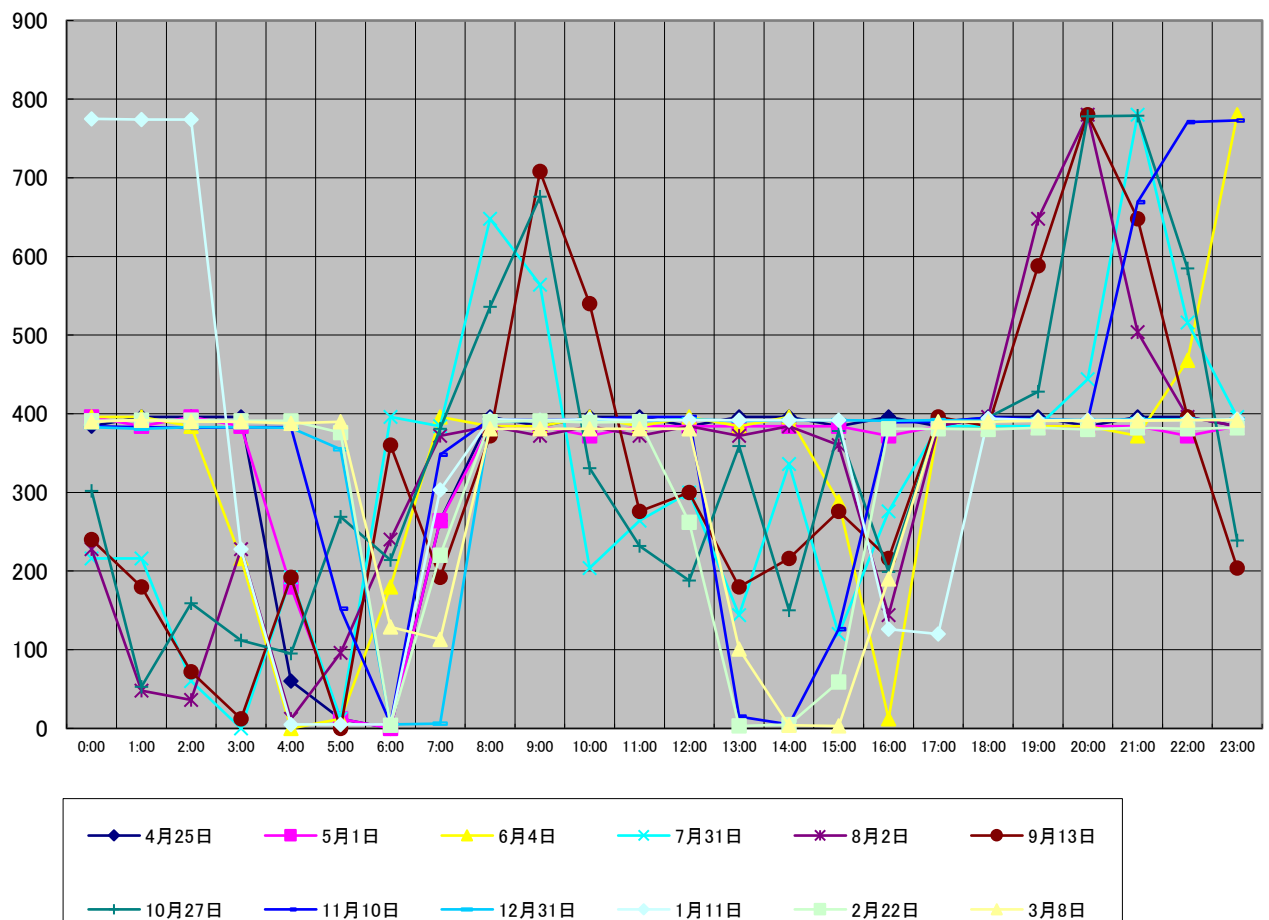
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市西区己斐東一丁目9番1号 広島市水道局己斐高地区ポンプ所
受 電 設 備	己斐高地区ポンプ所電気室
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	6, 0 0 0 V (受電電圧6, 6 0 0 V)
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	8 0 5 k W (契約上使用できる最大電力をいい、3 0 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	1 0 0 %
予 定 使 用 電 力 量	2, 6 2 3, 1 8 9 k W h / 年
使 用 期 間	令和4年4月1日 0 : 0 0 ~ 令和7年3月31日 2 4 : 0 0
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー：大崎電気工業株式会社 型 式：A P 3 E R - R (パルス2, 0 0 0 pulse / kWh) (電子式精密電力計通信機能付)
需 給 地 点	ポンプ所内の受電柱6 k V配電線引込口の気中開閉器の電源側端子
保安責任分界点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局己斐高地区ポンプ所への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、送配電事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。

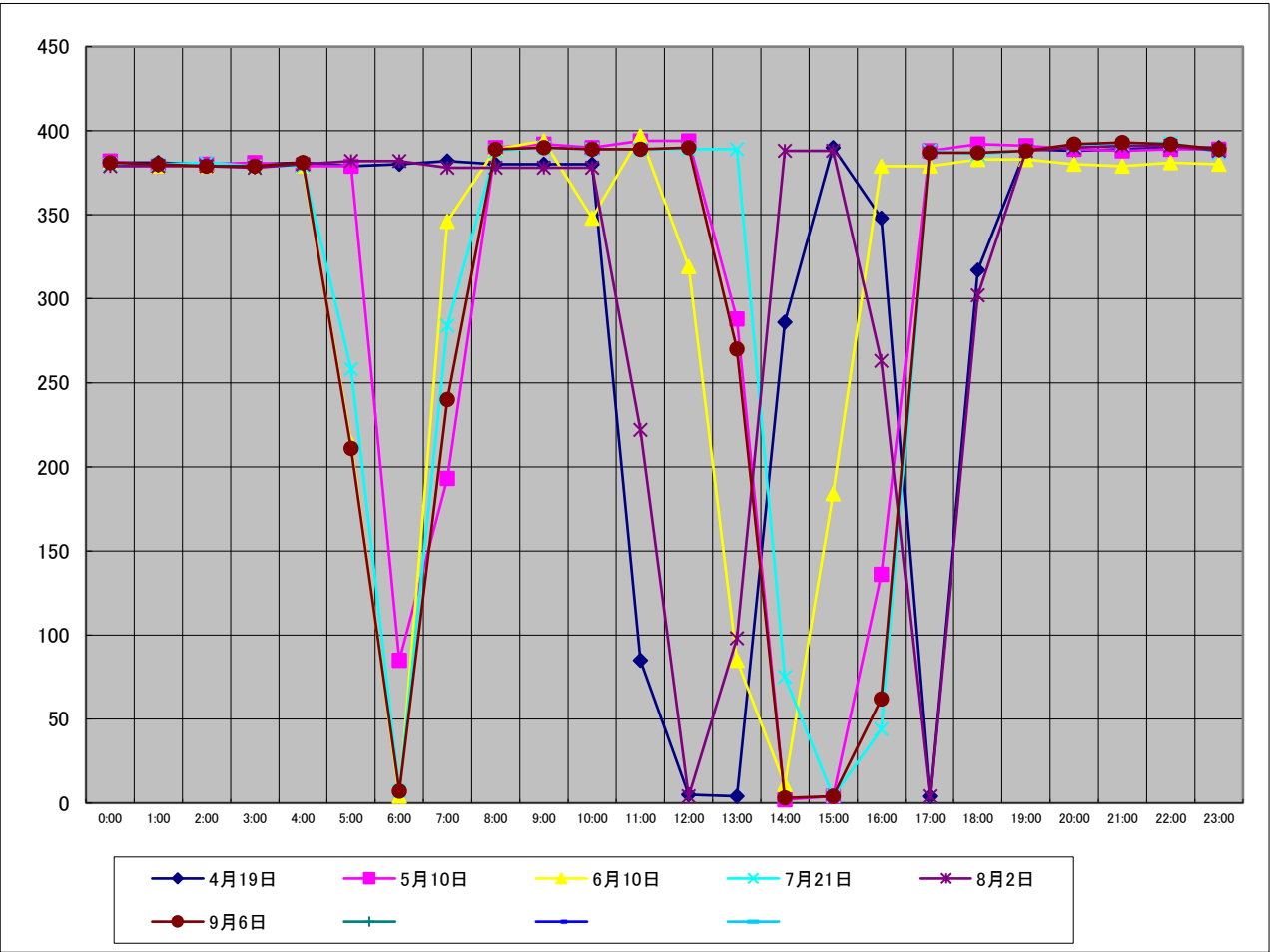
令和2年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月25日	5月1日	6月4日	7月31日	8月2日	9月13日	10月27日	11月10日	12月31日	1月11日	2月22日	3月8日
0:00	384	396	396	216	228	240	302	384	383	775	391	390
1:00	396	384	396	216	48	180	53	383	381	774	392	392
2:00	396	396	384	60	36	72	159	382	383	774	392	390
3:00	396	384	216	0	228	12	112	383	383	228	391	390
4:00	60	180	0	192	12	192	95	383	382	5	391	388
5:00	12	12	12	12	96	0	269	152	355	5	376	390
6:00	0	0	180	396	240	360	214	6	5	5	4	129
7:00	264	264	396	384	372	192	381	348	6	303	220	113
8:00	396	384	384	648	384	372	536	393	390	393	390	381
9:00	384	384	384	564	372	708	676	392	391	392	391	381
10:00	396	372	396	204	384	540	331	393	392	393	389	381
11:00	396	384	384	264	372	276	232	396	391	392	390	381
12:00	384	384	396	300	384	300	188	396	393	392	262	381
13:00	396	384	384	144	372	180	359	15	391	392	3	101
14:00	396	384	396	336	384	216	150	5	392	392	5	4
15:00	384	384	288	120	360	276	378	126	392	392	59	3
16:00	396	372	12	276	144	216	199	389	391	126	381	190
17:00	384	384	384	384	384	396	390	390	392	120	381	390
18:00	396	384	384	384	396	384	395	395	391	394	380	390
19:00	396	384	384	384	648	588	428	393	393	392	382	391
20:00	384	384	384	444	780	780	778	391	392	392	380	391
21:00	396	384	372	780	504	648	779	669	393	392	382	391
22:00	396	372	468	516	396	396	585	771	393	392	381	392
23:00	384	384	780	396	384	204	239	773	393	393	382	392
合計	8,172	8,124	8,160	7,620	7,908	7,728	8,228	8,708	8,548	8,608	7,495	7,522



令和3年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月19日	5月10日	6月10日	7月21日	8月2日	9月6日						
0:00	381	382	381	380	379	381						
1:00	381	379	379	380	379	380						
2:00	380	380	379	381	379	379						
3:00	380	381	379	379	378	379						
4:00	381	379	379	379	380	381						
5:00	379	379	214	258	382	211						
6:00	380	85	4	7	382	7						
7:00	382	193	346	284	378	240						
8:00	380	390	389	388	378	389						
9:00	380	392	394	390	378	390						
10:00	380	390	348	389	378	389						
11:00	85	394	397	389	222	389						
12:00	5	394	319	389	4	390						
13:00	4	288	85	389	98	270						
14:00	286	2	11	75	388	3						
15:00	390	4	184	4	388	4						
16:00	348	136	379	44	263	62						
17:00	4	388	379	388	4	387						
18:00	317	392	383	386	302	387						
19:00	389	391	383	388	388	388						
20:00	388	389	380	391	390	392						
21:00	389	388	379	392	391	393						
22:00	390	389	381	393	391	392						
23:00	390	389	380	387	388	389						
合計	7,569	7,674	7,632	7,630	7,788	7,372	0	0	0	0	0	0



別紙 3

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

令和4年度	使用量見込 (kWh)	時 間 帯 別 累 計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	214,052	11,530	11,520	11,510	11,340	8,880	1,900	130	8,720	11,530	11,520	11,050	11,292	9,840	5,310	1,160	1,410	5,090	11,020	11,610	11,610	11,510	11,520	11,530	11,520
5月	219,561	11,830	11,810	11,800	11,630	9,110	1,950	130	8,940	11,830	11,820	11,330	11,571	10,100	5,450	1,190	1,450	5,220	11,310	11,910	11,910	11,810	11,820	11,820	11,820
6月	217,462	11,710	11,700	11,690	11,520	9,020	1,930	130	8,860	11,720	11,710	11,220	11,442	10,000	5,400	1,180	1,440	5,170	11,200	11,800	11,800	11,700	11,710	11,710	11,700
7月	228,742	12,200	12,200	12,190	12,180	9,790	3,200	590	9,130	12,320	12,010	11,380	11,542	11,080	8,520	3,700	1,500	2,400	9,320	12,220	12,230	12,280	12,280	12,280	12,200
8月	228,218	12,180	12,170	12,160	12,150	9,770	3,190	590	9,110	12,290	11,980	11,360	11,498	11,050	8,500	3,690	1,500	2,400	9,300	12,190	12,210	12,250	12,250	12,250	12,180
9月	214,052	11,420	11,410	11,410	11,400	9,170	2,990	550	8,540	11,530	11,240	10,650	10,802	10,370	7,970	3,460	1,400	2,250	8,720	11,430	11,450	11,490	11,490	11,490	11,420
10月	220,610	11,880	11,870	11,860	11,690	9,150	1,960	130	8,980	11,890	11,880	11,390	11,620	10,140	5,480	1,190	1,460	5,240	11,360	11,970	11,970	11,870	11,880	11,880	11,870
11月	214,052	11,530	11,520	11,510	11,340	8,880	1,900	130	8,720	11,530	11,520	11,050	11,292	9,840	5,310	1,160	1,410	5,090	11,020	11,610	11,610	11,510	11,520	11,530	11,520
12月	223,758	12,050	12,040	12,030	11,850	9,280	1,990	130	9,110	12,060	12,040	11,550	11,798	10,290	5,560	1,210	1,480	5,320	11,520	12,140	12,140	12,040	12,040	12,050	12,040
1月	220,610	11,880	11,870	11,860	11,690	9,150	1,960	130	8,980	11,890	11,880	11,390	11,620	10,140	5,480	1,190	1,460	5,240	11,360	11,970	11,970	11,870	11,880	11,880	11,870
2月	202,773	10,920	10,910	10,900	10,740	8,410	1,800	120	8,260	10,930	10,920	10,470	10,683	9,320	5,030	1,100	1,340	4,820	10,440	11,000	11,000	10,910	10,920	10,920	10,910
3月	219,299	11,810	11,800	11,790	11,620	9,090	1,950	130	8,930	11,820	11,800	11,320	11,569	10,080	5,450	1,190	1,450	5,210	11,290	11,890	11,900	11,800	11,800	11,810	11,800
合計	2,623,189	140,940	140,820	140,710	139,150	109,700	26,720	2,890	106,280	141,340	140,320	134,160	136,729	122,250	73,460	21,420	17,300	53,450	127,860	141,740	141,800	141,040	141,110	141,150	140,850

2 使用電力量及び最大需要量の実績

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4 月分	221, 964	402
5 月分	228, 156	395
6 月分	219, 468	780
7 月分	220, 656	782
8 月分	232, 872	781
9 月分	214, 536	781
1 0 月分	230, 000	782
1 1 月分	221, 772	782
1 2 月分	231, 694	784
1 月分	235, 517	775
2 月分	204, 158	394
3 月分	222, 403	392
合計	2, 683, 196	

[illegible]

日 別 ・ 時 間 別 使 用 電 力 量 の 実 績

別紙4

(単位 : kwh)

令和3年7月

7月分	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	10日(土)	11日(日)	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	17日(土)	18日(日)	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)	25日(日)	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	総合計
00:00～01:00	389	390	380	387	390	390	381	389	388	390	381	388	390	390	381	388	390	380	388	390	380	388	389	380	387	390	380	388	390	379	387	11,978
01:00～02:00	387	390	379	388	390	390	379	387	388	390	380	389	390	391	379	388	390	381	387	390	380	388	390	380	388	389	379	388	389	380	387	11,971
02:00～03:00	388	389	379	387	390	390	379	387	388	390	381	388	390	389	380	388	391	379	388	390	381	387	389	379	387	390	380	386	389	378	387	11,964
03:00～04:00	388	389	379	387	389	389	379	387	386	390	379	387	390	390	379	386	389	379	388	389	379	388	390	379	387	389	379	388	390	380	387	11,955
04:00～05:00	387	245	379	211	390	388	380	101	65	211	366	388	227	390	376	269	287	259	106	390	379	198	306	379	228	390	379	386	389	379	387	9,615
05:00～06:00	61	3	41	4	235	389	315	4	3	4	3	74	4	19	7	8	7	7	8	193	258	7	8	159	7	199	331	128	163	324	164	3,137
06:00～07:00	4	4	4	3	3	389	4	3	4	4	4	3	3	8	7	7	7	8	25	7	7	7	7	7	7	7	7	8	7	7	7	579
07:00～08:00	300	361	222	95	278	389	249	331	323	204	179	313	335	362	370	351	296	164	379	376	284	337	315	211	231	294	243	325	306	282	255	8,960
08:00～09:00	378	387	389	379	387	545	389	389	379	387	390	379	388	386	389	379	387	390	379	388	388	380	386	389	378	387	387	379	386	389	378	12,091
09:00～10:00	379	386	388	378	277	354	390	389	379	387	389	379	387	388	390	380	387	389	379	386	390	378	387	389	378	386	389	378	387	389	378	11,790
10:00～11:00	379	389	389	379	4	3	389	390	379	387	390	381	388	386	389	378	387	389	380	388	389	379	387	388	379	386	389	379	386	388	380	11,174
11:00～12:00	383	390	393	382	122	7	392	392	383	393	392	383	391	387	388	380	387	388	379	386	389	379	387	389	378	387	389	378	387	388	378	11,327
12:00～13:00	383	391	393	383	383	9	222	102	304	391	394	384	391	387	390	379	387	212	379	388	389	378	386	389	378	386	387	378	386	389	378	10,876
13:00～14:00	226	284	383	237	268	309	8	8	7	39	392	256	195	311	54	203	387	3	379	387	389	379	386	389	378	372	389	379	353	234	379	8,363
14:00～15:00	3	3	4	4	3	387	3	3	4	4	389	4	64	4	4	3	35	4	100	99	75	378	387	354	379	4	169	377	3	3	378	3,631
15:00～16:00	4	3	3	4	10	258	6	154	3	4	254	4	5	3	4	4	4	242	3	3	4	142	15	3	302	3	4	6	4	4	12	1,474
16:00～17:00	9	4	4	50	55	3	387	386	186	267	4	61	57	125	98	3	12	387	4	4	44	3	4	4	4	4	4	4	98	79	3	2,357
17:00～18:00	390	322	319	389	389	20	387	387	390	381	74	389	388	379	388	346	379	386	229	173	388	164	184	206	107	328	267	121	380	387	113	9,150
18:00～19:00	393	382	390	392	394	382	390	391	394	384	391	393	389	380	387	389	378	388	389	379	386	388	379	387	389	378	387	389	378	386	389	11,991
19:00～20:00	393	384	391	394	392	383	391	391	392	384	392	394	390	379	388	390	380	387	390	380	388	390	379	387	390	379	386	389	379	386	389	12,007
20:00～21:00	390	380	388	390	390	381	388	388	390	380	388	390	394	384	392	393	384	393	395	384	391	394	384	392	393	383	391	393	384	393	393	12,053
21:00～22:00	390	379	387	390	389	379	388	387	390	380	389	391	395	384	393	395	384	392	393	384	392	394	384	391	393	384	393	394	383	391	394	12,052
22:00～23:00	390	380	388	390	390	380	387	389	390	381	389	390	393	384	391	394	384	392	395	384	393	393	383	391	393	384	391	393	384	391	394	12,051
23:00～24:00	390	379	388	390	390	379	388	388	390	381	388	391	390	380	389	390	381	389	390	381	387	390	379	388	390	379	387	389	379	388	390	11,978
合 計	7,184	7,014	7,160	6,793	6,708	7,293	7,371	6,923	6,705	6,913	7,478	7,299	7,134	7,386	7,113	6,991	7,200	7,088	7,032	7,419	7,630	7,409	7,391	7,510	7,431	7,378	7,587	7,523	7,480	7,494	7,487	224,524

令和3年6月

6月分	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)		総合計
00:00～01:00	391	380	387	392	380	389	391	381	389	381	381	380	389	391	380	389	390	381	389	390	381	389	390	379	388	390	380	387	390	380		11,575
01:00～02:00	390	381	388	390	381	387	390	380	388	379	379	380	388	390	379	388	390	380	387	390	380	387	390	381	388	390	380	389	390	381		11,561
02:00～03:00	390	379	387	390	379	389	390	381	388	379	380	380	387	390	381	387	390	380	388	388	379	388	390	379	388	390	380	388	390	379		11,554
03:00～04:00	390	380	388	368	380	388	390	379	388	379	379	231	388	390	379	388	389	380	388	390	381	388	390	379	388	390	379	387	390	379		11,383
04:00～05:00	390	380	388	4	124	297	390	379	353	379	380	5	137	389	379	229	125	379	72	316	379	358	390	378	357	306	90	388	389	381		8,911
05:00～06:00	112	254	31	4	3	4	290	28	3	214	86	4	3	66	130	4	5	122	3	4	241	4	8	113	4	5	4	101	24	37		1,911
06:00～07:00	3	5	3	4	4	4	4	4	10	4	4	3	5	4	3	3	14	4	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3		128
07:00～08:00	324	276	314	356	246	160	269	330	380	346	346	232	192	276	293	287	388	293	222	210	276	330	334	338	342	209	179	337	336	330		8,751
08:00～09:00	388	390	379	388	390	381	389	390	380	389	390	390	378	386	390	379	387	390	379	388	390	379	388	390	380	387	389	378	388	389		11,579
09:00～10:00	389	390	380	388	390	379	388	390	381	394	369	389	379	388	389	380	388	388	379	386	390	379	394	389	379	387	389	381	386	389		11,567
10:00～11:00	387	391	385	387	390	380	388	390	180	348	127	390	381	387	390	379	387	390	381	389	390	380	388	390	380	388	390	379	388	390		11,090
11:00～12:00	393	394	384	393	394	384	393	395	397	397	11	392	383	392	394	384	393	393	383	390	393	383	393	392	383	391	392	383	391	392		11,332
12:00～13:00	391	393	88	105	394	384	391	394	398	319	14	323	384	391	392	165	391	90	384	391	394	384	391	393	383	252	394	323	391	394		9,881
13:00～14:00	244	209	8	9	328	383	330	251	26	85	340	7	381	18	148	8	138	7	188	392	324	345	391	94	126	7	289	6	140	115		5,337
14:00～15:00	3	5	4	3	5	131	5	3	1	11	385	4	60	3	3	3	4	4	4	387	4	4	102	5	3	4	4	3	3	4		1,164
15:00～16:00	4	5	65	201	3	4	3	4	293	184	379	3	4	4	4	25	3	3	3	101	4	4	4	5	4	93	3	4	4	3		1,423
16:00～17:00	26	25	390	379	99	3	93	80	379	379	379	327	48	182	96	389	63	366	213	4	4	4	3	98	120	378	160	150	180	88		5,105
17:00～18:00	381	387	390	380	387	373	380	388	379	379	380	387	390	381	386	390	380	388	390	219	353	297	203	387	390	381	386	390	379	386		11,067
18:00～19:00	384	392	393	384	393	394	383	391	383	383	382	391	393	383	391	393	383	391	393	383	391	394	383	391	394	383	391	392	383	392		11,657
19:00～20:00	382	391	394	384	391	395	384	392	383	383	383	392	394	382	392	393	383	390	393	383	391	393	384	391	392	384	392	394	384	391		11,660
20:00～21:00	381	387	391	381	389	390	379	388	380	380	381	388	390	380	388	390	380	389	390	380	388	390	379	388	390	379	387	390	379	387		11,559
21:00～22:00	380	388	390	380	387	391	381	389	380	379	380	388	390	380	388	390	380	389	390	381	389	392	379	389	390	380	389	390	380	389		11,568
22:00～23:00	381	389	391	380	389	391	380	389	380	381	380	389	391	380	389	390	381	387	390	380	387	390	381	387	390	381	389	390	381	388		11,572
23:00～24:00	380	389	390	381	389	390	380	387	379	380	380	387	390	381	387	390	380	389	390	380	389	390	380	389	390	380	389	391	379	389		11,565
合 計	7,284	7,360	7,108	6,831	7,015	7,171	7,561	7,283	7,398	7,632	7,395	6,562	7,025	7,114	7,251	6,923	6,912	7,073	6,904	7,426	7,402	7,156	7,239	7,229	7,152	7,038	6,928	7,124	7,248	7,156		214,900